

名義貸し（許可者以外の者による営業）屋台の取り扱い

1 名義貸し屋台とは

占用許可を受けた者以外の者が、屋台営業を実質上行っている屋台。

2 屋台基本条例上の取り扱い

- ① 屋台営業に係る権利の譲渡、転貸、担保の禁止
- ② 屋台営業は、許可者自ら行うこと
- ③ 上記のいずれかに違反の場合は、許可取消し（又は不更新）

3 実態

屋台営業者に対して聞き取り調査（暫定調査）を実施したところ、約3割の屋台が「名義貸し」に該当すると目される。

※ 主な形態は、以下のとおり。

譲渡 名義人は屋台営業を退いており、営業者に売却又は譲渡がなされ、金銭の継続的なやり取りはなく、許可手続きのみに関わっている。

賃貸 名義人は屋台営業を退いているが、営業者との間に賃料等のやり取りが継続している。

雇用（オーナー営業） 名義人が屋台の経営はしているが、現場営業は従業員が行っている。

4 対応案

営業者も屋台営業によって生計を立てており、一斉に許可取り消しを行った場合、生活の糧を失うこと、他のルール（営業時間、規格等）と異なり、営業者に改善の方法がないこと、行政側が、これまでの屋台指導要綱による本人営業の徹底ができてこなかったこと等から、下記のとおりとしたい。

(1) 生活再建のための期間を付与する

今年度末の許可更新の際に、名義貸しの事実を申告するなど、所定の手続きを行った者については、営業者の生活再建に必要な期間（最長で3年）を与える。

(2) 生活再建期間について

営業者が次に該当したときは、生活再建のための措置期間を終了するものとし、処分をする。

- ① 生活再建の方法が確立できたとき（許可取消し又は許可の不更新）
- ② 名義人に対して屋台営業に関する金銭の支払いの事実が判明したとき（許可取消し）

※上記①、②については、1年ごとに確認をする。

【生活再建のための期間を付与することについての考え方】

- (1) 営業者の生活再建という観点からすると、営業に至った経緯（譲渡、賃貸等）に関わらず、一定の生活再建期間を認めることが適当である。
 - ※ 名義人との金銭の授受が、現在あるか否か等を生活再建期間の認定の要件とすると、過去に一括して支払っている者などとの均衡を失する。
- (2) 一方で、公道等の利用に関して金銭の授受が行われることは許されないことから、今後はそうした事態が発生しない仕組みが必要であり、条例に基づき、将来にわたって譲渡や転貸が行われないようにすべきである。このため、税などの強制調査権がないことなど、事実確認に一定の困難が伴うが、生活再建期間内において、定期的に名義人・営業者への確認を行い、許可に伴う金銭の授受が判明した場合には、生活再建期間を終了することとする。

【生活再建期間を最長3年とすることについての考え方】

- (1) 他の支援制度の例を参考とすれば、1年間～5年間程度の幅が考えられる。
 - (2) 生活再建期間として、
 - ① 働きながらであるため職探しに専念できないことなどから、1年（失業保険給付上限）は厳しい。
 - ② 固定店舗へ移行する準備期間としては、相当の期間が必要であり、創業者育成施設入居期間を参考に、3年程度は必要である。
 - ③ 公募1回目の延長審査を3年目として条例に規定しており、準備期間としては同様の期間が必要である。
- 以上のことから、生活再建（転業、固定店舗へ展開等）のための必要最低限の期間として、1年ごとの確認を行いつつ、最長3年までとする。

5 処分の手続き

- ① 巡回指導による事実確認
- ② 処分検討
- ③ 処分対象名義人、営業者の聴聞手続き
- ④ 庁内処分検討委員会への付議
- ⑤ 処分決定
- ⑥ 処分の予告通知

6 今後のスケジュール

- (1) 年明け
 - 処分内容・生活再建のための取扱い、更新申請手続きの明示（屋台営業者講習会2月上旬予定）
- (2) 年度末
 - 処分の予告通知